## 佐賀県告示第 46 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和2年3月3日から令和2年4月2日まで佐 賀県県土整備部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

佐賀県知事 山 口 祥 義

* 古吹の揺っ	道路の区域			
道路の種類及び路線名	区間	変更前	幅員	延長
		後の別	メートル	メートル
一般国道	伊万里市二里町大里字古屋田	後	39.8~	100.1
204 号	乙 53 番 1 地先から		30.4	
	伊万里市二里町大里字古屋田			
	乙 79 番 1 地先まで			
	伊万里市二里町大里字古屋田	前	42.9~	91.1
	乙 53 番 1 地先から		30.4	
	伊万里市二里町大里字古屋田			
	乙 79 番 1 地先まで			
一般国道	伊万里市二里町大里字古屋田	後	36.8~	139.6
498 号	乙 54 番 2 地先から		13.8	
	伊万里市二里町大里字古屋田			
	乙 86 番 3 地先まで			
	伊万里市二里町大里字古屋田	前	35.1~	130.2
	乙 93 番 1 地先から		13.8	
	伊万里市二里町大里字古屋田			
	乙 86 番 3 地先まで			